Ⅰ　研究主題

高等学校における養護教諭を中心とした保健指導の在り方

～アレルギー疾患を事例とした個別指導と集団指導の取組を通して～

Ⅱ　主題設定の理由

近年の社会環境や生活環境の急激な変化が、子どもたちの心身に大きな影響を与えており、基本的生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する問題、性の逸脱行動、喫煙、飲酒、薬物乱用、アレルギー疾患の増加、感染症等の健康問題や、地震等の自然災害の度重なる発生や学校管理下の事故、犯罪被害や交通事故等、子どもたちの健康や安全に対する問題は多様化、深刻化している。

これらの問題に対応するために、平成 20 年１月に中教審答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」が示され、それを踏まえて、平成 20 年６月に学校保健法から学校保健安全法へと改正された。学校保健安全法では、新たに「保健指導」が明確に位置付けられ、多様化する心身の健康問題の解決に向けて、養護教諭その他の職員が相互に連携して組織的に取り組むよう規定された。

学校においては、子どもたちの健康問題に対する課題解決に向け、単に子ども個人の課題として捉えるものではなく、学校保健の目標である「どのような時代が訪れ、どのような課題に直面しても、子ども一人一人が自己実現を図り、生涯にわたって健康で安全な生活を営むことができるようにする」ことを目指して、学校内外における人々や関係機関と連携し、計画的、組織的な取組を展開していかなければならない。中でも、保健室を利用している子どもの多くが健康問題を抱えており、養護教諭として、それぞれの健康問題にいち早く気付き、保健室来室時における対応の中で指導することが求められる等、養護教諭の行う保健指導がますます重要性を増している。また、健康問題を抱えている場合は、学習指導や生徒指導に影響を及ぼす可能性が高く、保健指導によって健康問題の改善を図ることは、学習や生活面の改善へとつながると考える。

高等学校の養護教諭としては、体調不良等を訴えて来室する生徒の対応時に個別指導を行っているが、その場限りの指導になりがちである。さらに、他の教職員と連携した指導や集団の保健指導、保健学習等と関連性をもたせた指導が十分にできていない現状もある。

そこで、本研究では、まず、養護教諭として健康問題を的確に把握し、他の教職員との連携や保健学習及び他の教育活動と関連が図られるよう保健指導のプロセスを可視化する。さらに、現在、喫緊の課題であるアレルギー疾患を事例として取り上げ、個別指導とつながりをもたせた集団指導に取り組み、教育活動全体をつなぐことができれば、より一層の保健指導の充実を図ることができるのではないかと考え、本主題を設定した。

Ⅲ　研究目標

個別指導の充実を図るとともに、保健学習や他の教育活動と関連性をもたせ、教育活動全体をつなぐことで、保健指導の充実を目指す。

Ⅳ　研究仮説

養護教諭が行う保健指導において、他の教職員との連携や保健学習及び他の教育活動との関連性を可視化し、教育活動全体をつなぐ取組を進めることができれば、保健指導の充実を図ることができるであろう。

Ⅴ　研究計画

月	研究内容	研究事項	備考
4	○　研究の方向性	○　研究主題・副題・仮説の設定	
5	○　理論研究	○　研究内容・研究計画の設定	都城泉ヶ丘高等学校
6	○　意識調査 ○　検証Ⅰの構想	○　意識調査の実施及び分析 ○　検証Ⅰ（保健学習）の内容検討及び準備	
7	○　意識調査 ○　検証Ⅰ	○　意識調査の実施及び分析 ○　検証Ⅰの実施 ○　検証Ⅰの評価	都城泉ヶ丘高等学校
8	○　実態調査 ○　理論研究	○　実態調査の実施及び分析 ○　グループ協議会の事前準備	
9	○　グループ協議会 ○　検証Ⅱの構想	○　グループ協議会での中間発表 ○　グループ協議会を受けての研究の考え方の整理 ○　検証Ⅱ（職員研修）の内容検討及び準備	都城泉ヶ丘高等学校
10	○　検証Ⅱ	○　検証Ⅱの実施 ○　検証Ⅱの評価	都城泉ヶ丘高等学校
11	○　研究のまとめ	○　全体協議会の事前準備	都城泉ヶ丘高等学校
12	○　全体協議会 ○　研究のまとめ ○　意識調査	○　全体協議会での中間発表 ○　全体協議会を受けての研究の整理 ○　意識調査の実施及び分析	
1 2	○　研究のまとめ	○　研究の成果と課題 ○　研究報告書の作成、修正、起案 ○　研究発表会の事前準備	
3	○　研究発表会	○　研究のまとめと反省 ○　研究報告書製本・パネル作成	

Ⅵ　研究構想

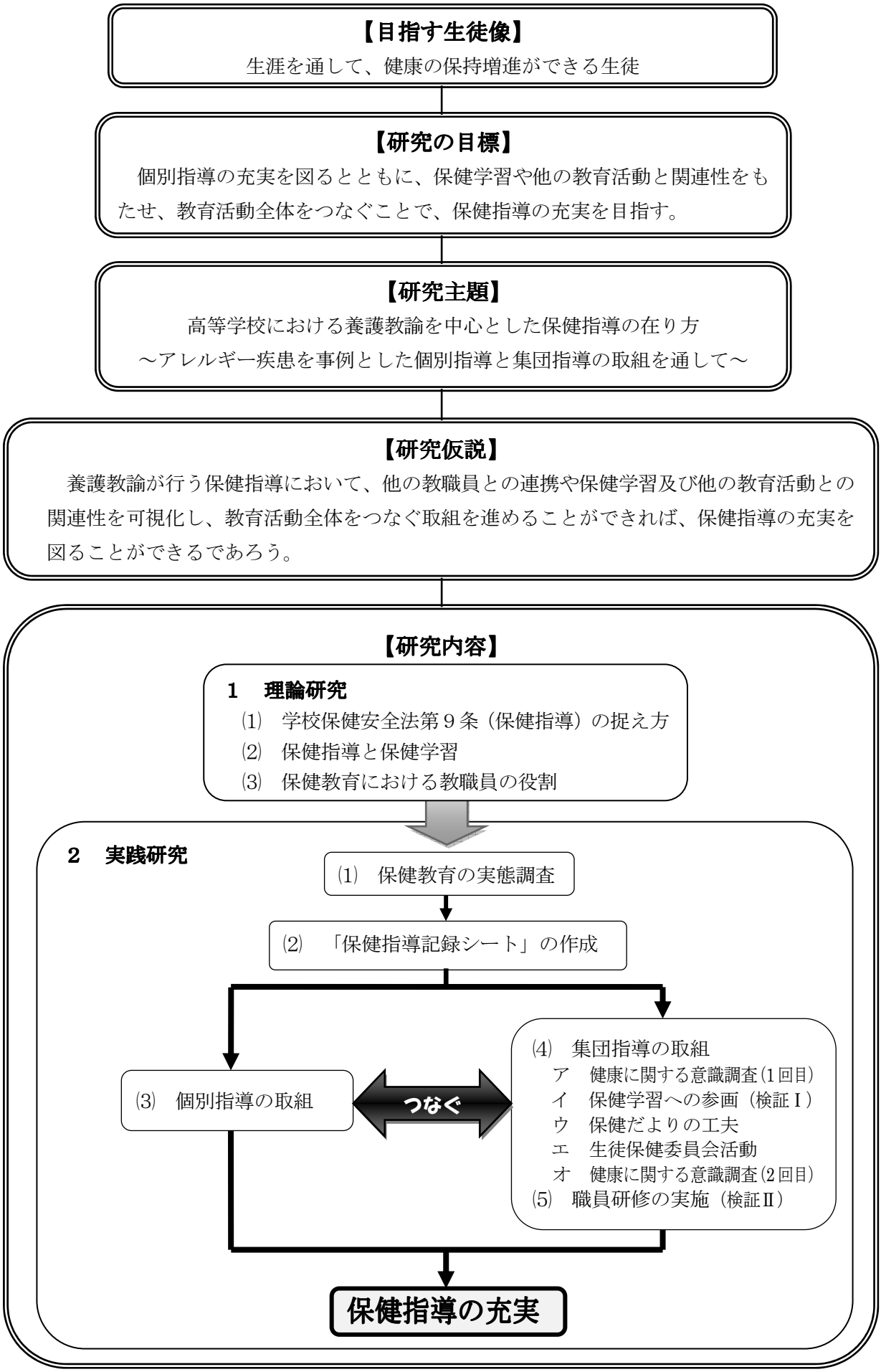
【目指す生徒像】
生涯を通して、健康の保持増進ができる生徒
【研究の目標】
個別指導の充実を図るとともに、保健学習や他の教育活動と関連性をもたせ、教育活動全体をつなぐことで、保健指導の充実を目指す。
【研究主題】
高等学校における養護教諭を中心とした保健指導の在り方
～アレルギー疾患を事例とした個別指導と集団指導の取組を通して～
【研究仮説】
養護教諭が行う保健指導において、他の教職員との連携や保健学習及び他の教育活動との関連性を可視化し、教育活動全体をつなぐ取組を進めることができれば、保健指導の充実を図ることができるであろう。
【研究内容】
1　理論研究
⑴　学校保健安全法第９条（保健指導）の捉え方
⑵　保健指導と保健学習
⑶　保健教育における教職員の役割
2　実践研究
⑴　保健教育の実態調査
⑵　「保健指導記録シート」の作成
⑶　個別指導の取組
つなぐ
⑷　集団指導の取組
ア　健康に関する意識調査(1回目)
イ　保健学習への参画（検証Ⅰ）
ウ　保健だよりの工夫
エ　生徒保健委員会活動
オ　健康に関する意識調査(2回目)
⑸　職員研修の実施（検証Ⅱ）
保健指導の充実

Ⅶ　研究の実際

1　理論研究

⑴　学校保健安全法第９条（保健指導）の捉え方

平成 21 年４月１日施行の学校保健安全法第９条（保健指導）についての内容と文部科学省スポーツ・青少年局長通知で示された関連内容は以下のとおりである。

学校保健安全法第９条

（保健指導）

①養護教諭その他の職員は、相互に連携して、②健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、③遅滞なく、④当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、⑤必要に応じ、その保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。第 24 条及び第 30 条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

文部科学省スポーツ・青少年局長通知（抜粋）

（７）保健指導について（第９条）

１　近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第９条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること。したがって、このような保健指導の前提として行われる第８条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

学校保健安全法第９条（保健指導）において、養護教諭が中心となって保健指導を実施することが明確に法制化されたことは大変意義深い。そこで、学校保健安全法第９条（保健指導）から読み取ることができる内容をまとめた。

①　「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、」とは、「その他の職員」は、学級担任や教科担任等及び学校医等が含まれており、保健指導を進める上で連携は必要不可欠であることを強調している。

②　「健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、」とは、いわゆる保健指導を行う前提として、健康相談や学級担任等の行う日常的な健康観察により、児童生徒の健康状態を把握する必要があると捉えられる。

③　「遅滞なく」とは、状況に応じて迅速に指導を行うということである。

④　「当該児童生徒等に対して必要な指導」とは、健康上の問題を抱える児童生徒への個別あるいは小グループの保健指導と捉えられる。

⑤　「必要に応じ、その保護者に対して必要な助言」とは、保健指導が、児童生徒への指導だけでなく、保護者への助言も含まれるということである。参考までに、児童生徒等に対しては「必要な指導」、保護者に対しては「必要な助言」と区別してある。

以上のことからも、児童生徒、保護者に対する時宜を得た個別の保健指導を、養護教諭を中心として他の教職員と連携を図り進めていくことが求められている。

⑵　保健指導と保健学習

保健指導とは、**【図１】**で示すように、学校保健の一領域である「保健教育」の中に、「保健学習」とともに位置付けられている。保健指導の内容としては、特別活動における学級活動やホームルーム活動、児童生徒会活動やクラブ活動等の「集団の保健指導」と保健室や学級において行われる「個別の保健指導」がある。

【図１】　学校保健の領域

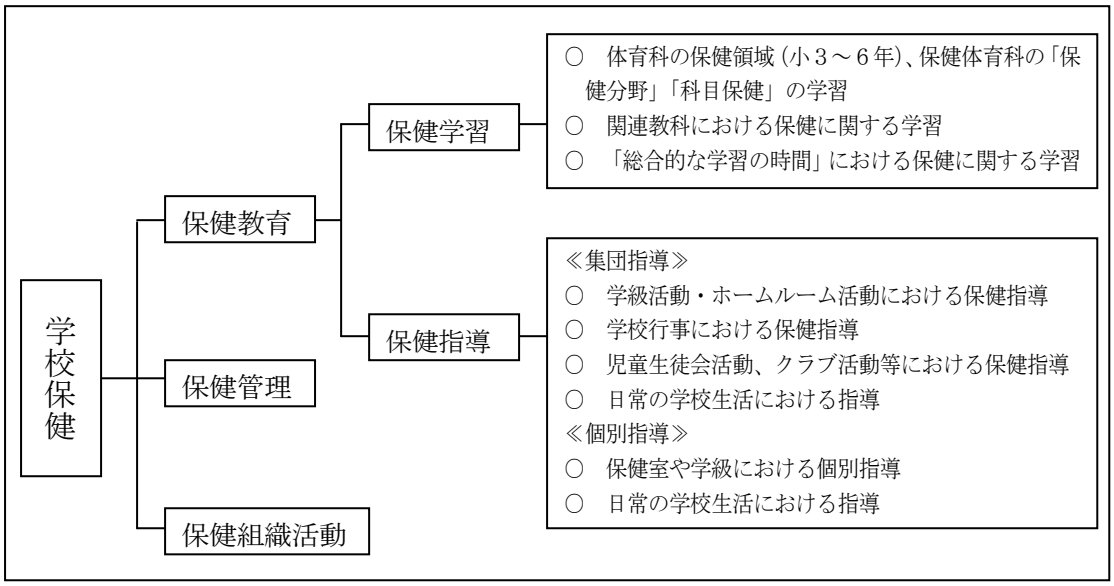

（参考文献「保健主事の手引き〈三訂版〉」日本学校保健会　平成 16 年）

保健指導を行うに当たって、内容や題材は、個人や学校の実情に合わせて設定されるものであるが、保健指導の効果を上げるためには、最も関連の深い保健学習との結び付きが欠かせない。なぜなら、保健学習における学びを保健指導に生かすことによって、知識を基盤とした実践力につながると考えられるからである。また、健康問題によっては、集団で学んだことを個人の問題として捉えさせることで理解が深まり、さらに、個人の成長を集団の中で生かすことで、集団を発展させ、より自主的・実践的な態度の育成につながるという相互作用が働くものと考える。したがって、個別の保健指導を行う場合でも、集団の保健指導や保健学習の特性を理解した上で、関連を図った指導を行っていく必要がある。

そこで、「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」と「保健主事の手引き〈三訂版〉」を基に、保健指導と保健学習の内容等を**【表１】**のようにまとめた。

【表１】　保健指導と保健学習の目的・内容等の概略

	保健指導		保健学習
	個別の保健指導	集団の保健指導	
指導形態	個別（小グループを含む）	授業等（学級活動等）	授業
位置付け	学校保健安全法	学習指導要領	学習指導要領
目　的	個々の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気付き、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度の育成を図る。	心身の健康に関する問題について、適切な対処の仕方を理解させ、健康な生活の実践に必要な態度や習慣を養う。	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る。
内　容	日常生活における個々の児童生徒の心身の健康問題に対する内容	現在及び将来において生徒が当面するであろう健康問題に対する内容	教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容
指導の機　会	教育活動全体	学級活動（小・中学校） HR 活動（高等学校） 児童生徒会活動 学校行事　等	体育科保健領域（小学校） 保健体育科保健分野（中学校） 科目保健（高等学校） 関連教科
進め方	発達の段階及び個人差に応じて実施する。	学校の実態、発達の段階に応じて取り扱う内容、時間を選定し、計画的に実施する。	年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう問題解決的、体験的な学習を展開する。
指導者	養護教諭 学級担任等 栄養教諭・学校栄養職員 学校医等	学級担任等 養護教諭 栄養教諭・学校栄養職員 学校医等	学級担任等（小学校） 保健体育科（中・高等学校）教諭等 兼職発令の養護教諭

⑶　保健教育における教職員の役割

保健教育を充実させるためには、関係するすべての教職員と連携を図り、学校組織として取り組むことが求められている。そのために、まず、それぞれの役割を明確に認識しておく必要がある。そこで、保健教育における教職員の役割を**【図２】**のように示した。

【図２】　保健教育における教職員の役割

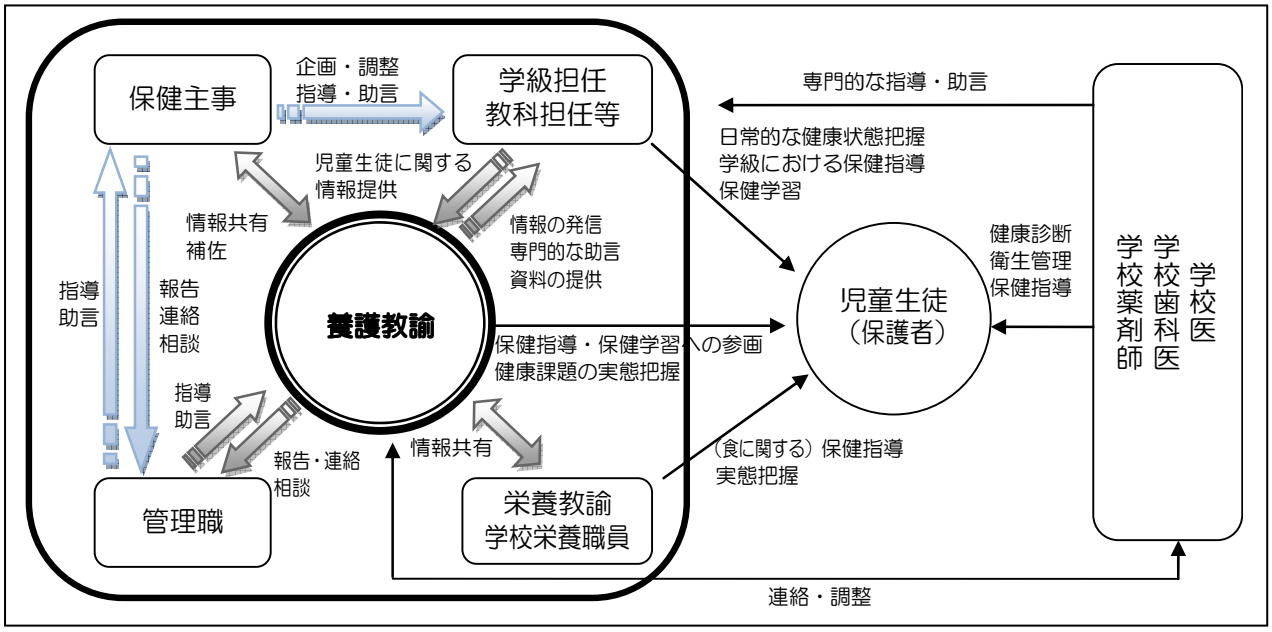

【図２】に示したとおり、保健指導は、すべての教職員がその実践者である。学級担任等は、児童生徒の日常の様子を最もよく知る立場にあり、日々の健康観察や保健指導等を適切に行うことが求められる。また、小学校の保健学習に関しては、養護教諭等と、中学校や高等学校の保健学習に関しては、保健体育科教諭や養護教諭等と連携して実施することが求められている。

保健主事は、学校保健等の活動に関する企画・調整や学校保健計画の作成、組織活動の推進等を管理する立場であり、すべての教職員が学校保健活動に関心をもち、それぞれの役割を円滑に遂行できるよう指導・助言することが役割である。

養護教諭は、学校保健活動の推進において中核的な役割を担い、保健指導の実践者としての役割はもとより、専門職として子どもの健康問題の把握や情報の発信、他の教職員への資料提供や助言等を行わなければならない。その他、深刻化する子どもの心身の健康問題の解決に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、ティーム・ティーチングにおける保健学習への参画等、養護教諭の有する知識や技能等の専門性を保健教育に活用することが求められている。さらに、学校内における教職員の連携、地域の関係機関との連携を推進するコーディネーターとしての役割も果たさなければならない。

２　実践研究

⑴　保健教育の実態調査

ア　実施の概要

保健教育に関する取組の状況や問題点を把握するために、実態調査（対象者：県立学校養護教諭及び私立学校養護教諭 56 名　実施時期：８月上旬）を行った。

イ　結果分析

【図３】に示すように、保健教育について、「生徒への指導の時間が確保できているか」という質問に対して肯定的な回答が約 45%、また「職員研修の時間が確保できているか」という質問に対して肯定的な回答が約 25%であり、どちらも十分な時間が確保されているとは言い難い。しかし、「職員の協力があるか」や「職員の理解があるか」という質問では、肯定的な回答が約 80%であり、他の教職員との連携を図りやすい状況であるといえる。

このことから、まず限られた時間の中で、他の教職員との連携をさらに充実させ、共通理解のもと保健指導を進めていくことが保健教育の充実につながると考える。

【図３】　保健教育の実態調査結果

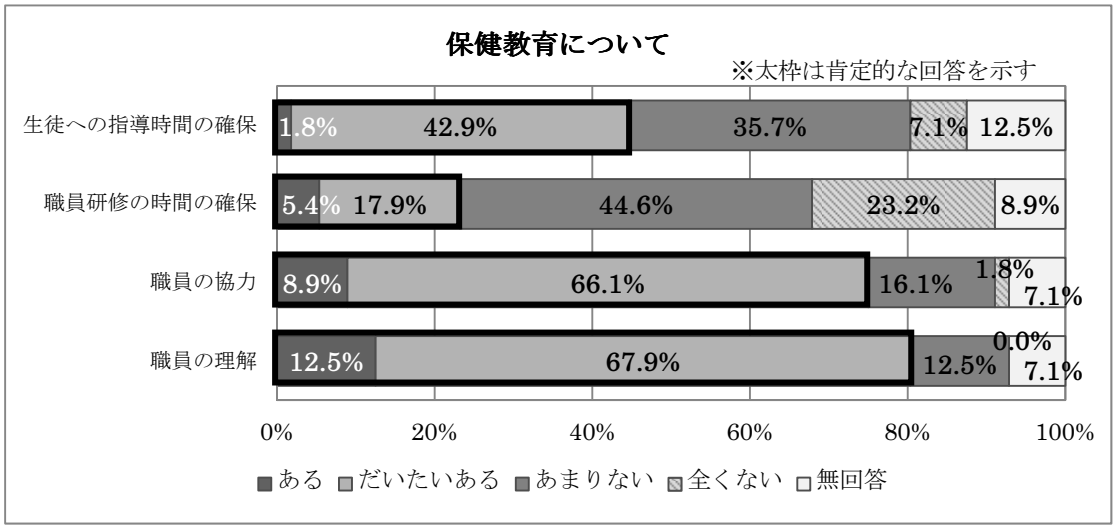

⑵　「保健指導記録シート」の作成

保健指導記録シート**【図４】【図５】**については、養護教諭が教職員間の連携や保健学習及び他の教育活動と関連をもたせることを踏まえ、保健指導の基本的なプロセスに応じた観点を挿入し、計画的、組織的に保健指導に取り組めるように作成した。その際、本校養護教諭等３名に､現在実施している保健指導や過去の事例を基に記入してもらい､改善を図った。

【図４】　保健指導記録シート（表）

秘

保健指導記録シート　　NO.（　－　）

対象者	年	組	氏名（小グループ名）	
健康問題（実態の把握）	①			
実態の把握方法	□健康観察　□健康診断　□健康相談　□保健室利用状況 □健康に関する調査　□本人・保護者からの申し出　□その他（　　）			
対象者の健康問題に関する背景等	②			
	保健室利用	□多い　□少ない　□ほとんどない		
	健康状態	□よい　□不安あり（具体的に：　　）		
	出席状況	□よい　□不安あり（具体的に：　　）		
	学習状況	□よい　□不安あり（具体的に：　　）		
	友人関係	□よい　□不安あり（具体的に：　　）		
	家庭状況	□よい　□不安あり（具体的に：　　）		
	その他	□特になし　□あり（具体的に：　　）		
	個人又は小グループの特徴など			
	問題に対する知識理解（保健学習・集団の保健指導内容）	③ 保健学習との関連（□有　□無）　集団の保健指導との関連（□有　□無）		
保健指導の目標（生徒に対する）	④			
指導計画	指導の手立て		指導者	日時　指導内容
	人につなぐ	□学級担任・ＨＲ担任	⑥	
		□保健主事		
		□管理職		
		□その他の教職員（　　）		
		□栄養教諭・学校栄養職員		
		□保護者		
		□学校医・学校歯科医・学校薬剤師等		
		⑤ □医療機関		
		□その他（具体的に：　　）		
	活動につなぐ	□日常指導		
		□行事等集会		
		□児童生徒保健委員会		
		□学校保健委員会		
		□保健の教科（※裏面で確認）		
		□学級活動・ＨＲ活動		
		□総合的な学習の時間		
		□その他（具体的に：　　）	保護者に対する助言〔　月　日（　）　時　分〕	
	準備物・その他特記事項			
指導後の様子（対象者や保護者等）	⑦			

【図５】　保健指導記録シート（裏）

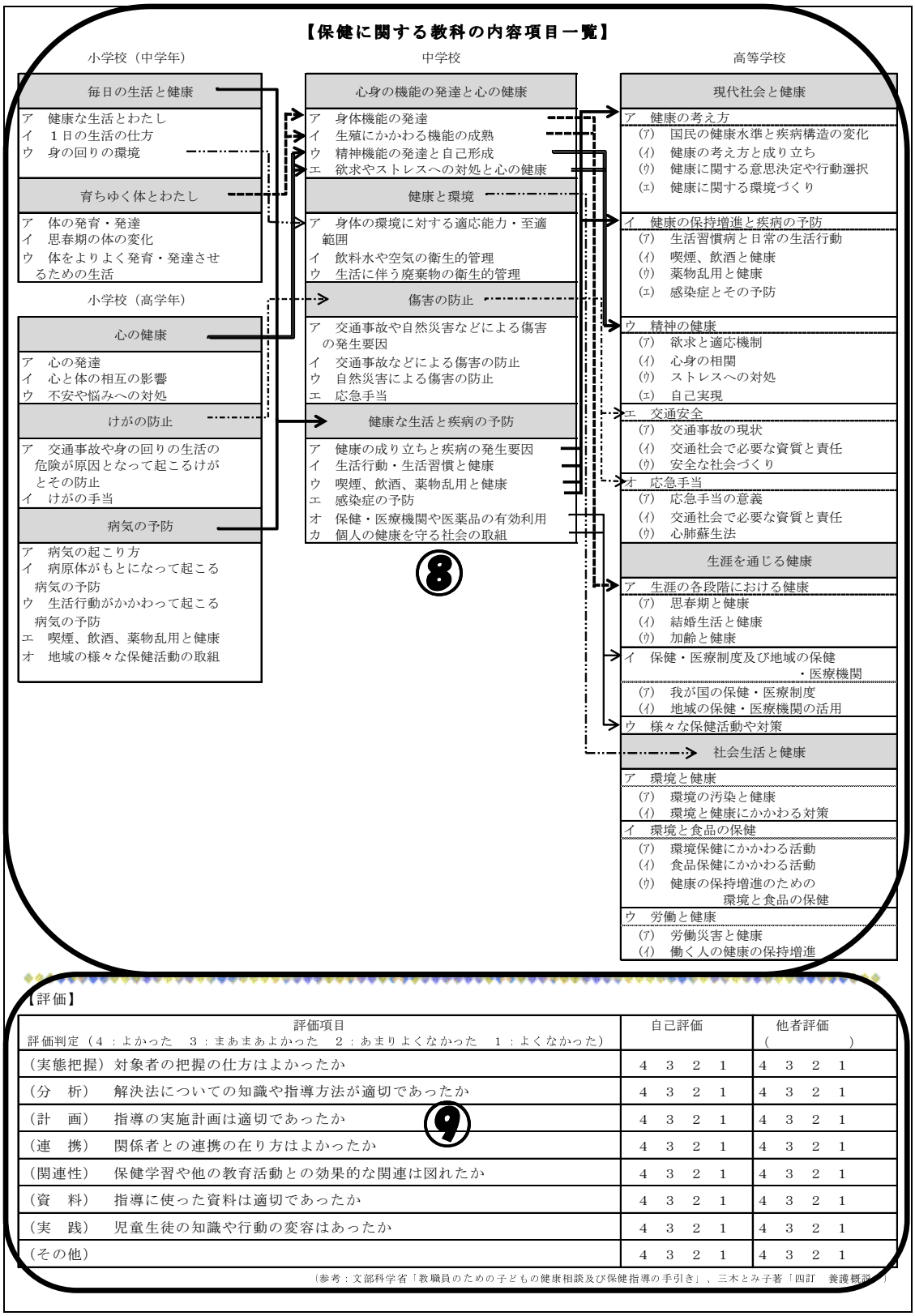

評価項目 評価判定（４：よかった　３：まあまあよかった　２：あまりよくなかった　１：よくなかった）	自己評価	他者評価 （　　）
（実態把握）対象者の把握の仕方はよかったか	４　３　２　１	４　３　２　１
（分　析）　解決法についての知識や指導方法が適切であったか	４　３　２　１	４　３　２　１
（計　画）　指導の実施計画は適切であったか	４　３　２　１	４　３　２　１
（連　携）　関係者との連携の在り方はよかったか	４　３　２　１	４　３　２　１
（関連性）　保健学習や他の教育活動との効果的な関連は図れたか	４　３　２　１	４　３　２　１
（資　料）　指導に使った資料は適切であったか	４　３　２　１	４　３　２　１
（実　践）　児童生徒の知識や行動の変容はあったか	４　３　２　１	４　３　２　１
（その他）	４　３　２　１	４　３　２　１

「保健指導記録シート」における作成のポイントは次のとおりである。

①　保健指導対象者の把握（保健指導の必要性の判断）

健康相談や健康観察、健康診断、保健室利用状況等、健康問題を捉えることの多い項目を設定した。記入上の留意点として、把握した問題を具体的に記入する。また、個別指導の対象者を把握する上では、学校医等の助言を求めることも必要である。

② 対象者の健康問題に対する背景等の把握

対象者の健康問題に対する背景、要因等、細かな情報を得ることが重要である。学校生活や家庭の状況を知ることは指導計画を立てる上での大切な要素の一つであり、指導内容や連携を広げるため、その項目を設定した。

③ 健康問題に対する知識・理解

対象者の健康問題に対する知識・理解、意識の程度と、発達の段階に応じた指導や他の教育活動と関連を図った指導につなぐため、保健学習や集団の保健指導の内容を把握する。また、指導する側の立場として、その健康問題に関する専門的な知識（特に学校で必要な対応）等、情報収集を行っておく。

④ 保健指導の目標の設定

目標を設定する上での留意点として、対象者の実態や背景、発達の段階及び健康問題に関する基礎的な知識を踏まえ、個々に即した目標を設定する。その際、結果が目的にならないように留意する。（例：肥満指導の場合、体重を減らすことだけが目的ではなく、食生活や運動習慣の改善等を目的とする）

⑤ 指導計画の策定

指導計画を立てる際は、指導の効果を上げるために、関係する他の教職員と連携を図り、保健学習や特別活動等における集団の保健指導と関連付けた取組になるよう、「人」や「活動」につなぐという視点で項目を立てた。しかし、健康問題によっては、必ずしも他の教育活動につなぐ必要があるということではなく、他の教育活動で行っていることを個別指導につなぐということである。

指導の手立ては、具体的な取組を記入する。なお、外傷の救急処置時の保健指導のように突発的なものに対してはこの限りではない。

その他、健康診断の結果等により健康管理がなされている生徒に対しては、それを踏まえた具体的な指導計画や組織体制づくりにつながるようにする。

⑥ 保健指導の実施

指導者や指導内容を記録する欄を設けるとともに、必要に応じ、保護者に対して助言を行ったときの記入欄も設けた。また、保健指導の実施に当たっては、保護者に対して指導のねらいや内容等の連絡を行い、同意を得て協力と理解を求める必要がある。そのためには、保護者の意向を十分に汲み取った計画を立てる。

⑦ 指導後の様子

対象者や保護者への指導・助言後の反応や様子を記入できる欄を設けた。この反応や様子を指導の評価や改善につなげていく。

⑧ 保健に関する教科の内容項目一覧

「③ 健康問題に対する知識・理解」を記入する際の参考として記載した。

⑨ 保健指導実施者（養護教諭）の評価

養護教諭として、保健指導が対象者の実態に応じた取組であったかを検証するため、「実態把握の仕方」や「連携の在り方」、「保健学習や他の教育活動との関連性」等、保健指導を実施する上での評価項目を設定した。

また、評価の方法としては、自己評価だけでなく、対象者や他の教職員に対して聞き取り等で他者評価が行える欄も設けた。

⑶　個別指導の取組

保健室利用者の中でも、他の教職員との連携が特に必要なアレルギー疾患である「ぜん息」保持の生徒について、以下のように個別指導を進めていくことにした。

健康問題（実態の把握）	**ぜん息** **※ぜん息から過呼吸へと誘発されることが多い。**
実態の把握方法	□健康観察　□健康診断　□健康相談　☑保健室利用状況 ☑健康に関する調査　□本人・保護者からの申し出　☑その他（　**保健体育科教諭から**
対象者の健康問題に関する背景等	保健室利用　☑多い　□少ない　□ほとんどない
	健康状態　□よい　☑不安あり（具体的に：**ぜん息発作により保健室休養が増えてきている**　）
	出席状況　☑よい　□不安あり（具体的に：　）
	学習状況　☑よい　□不安あり（具体的に：　）
	友人関係　☑よい　□不安あり（具体的に：　）
	家庭状況　□よい　☑不安あり（具体的に：　）
	その他　☑特になし　□あり（具体的に：　）
	個人又は小グループの特徴など　**・文化部に所属している。 ・本人が自分の状態（どんな時に出やすいか等）を把握できておらず、早めの対応ができていない。 ・ぜん息発作が出たときのために、処方薬をもっている。**
	問題に対する知識理解（保健学習・集団の保健指導内容）　保健学習との関連（☑有　□無）　集団の保健指導との関連（□有　☑無） **・体育の授業において、運動前に必ず、体調の確認等を行っている。**

実態を把握するために、保健室利用状況だけでなく、保健体育科教諭に体育時の様子等も聴取した。このように、健康問題に対する背景等の把握を行うことで、ホームルーム担任及び教科担任等との連携を図ることができる。

人につなぐ	☑学級担任・HR担任
	☑保健主事
	☑管理職
	☑その他の教職員（**保健体育科教諭**　）
	□栄養教諭・学校栄養職員
	☑保護者
	□学校医・学校歯科医・学校薬剤師等
	□医療機関
	□その他（具体的に：　）

「人につなぐ」の欄は、ホームルーム担任等だけでなく、保健指導を進める上で必要な保健主事や管理職、保護者も加えることで、より一層の連携を図った。

指導者	日時	指導内容
養護教諭	**○月○日 ○時○分**	**○ぜん息や過呼吸が起こった際には、自分ですぐにできる対処法を指導する。また、その時の体調や、環境の変化を気に付けておくように伝える。 ○体育のある日は、朝の時点、始まる時点での体調や環境を確認し、不安があるときは相談にくるように伝える。 ○症状を繰り返すときには、薬があっても、受診をし相談するように伝える。**
HR担任	**○月○日**	**○教室で体調が悪いと思ったら早めに申し出るよう伝える。**
保健体育科教諭	**○月○日**	**○体調により運動量を変えることを指導してもらう。 ○激しい運動になる可能性があるときは、定期的に声をかけ、不安があるときは、見学するよう伝える。**

個別の保健指導については、ホームルーム担任による教室での健康観察及び体調不良が見られた際の指示、保健体育科教諭による授業中の健康状態の把握や声かけ、養護教諭による自己管理面に関する具体的な手立ての提示を行った。また、保護者に対しては、ホームルーム担任や養護教諭から学校の様子を報告し、家庭での様子の連絡や体調管理面における協力をお願いした。

活動につなぐ	☑日常指導
	□行事等集会
	☑児童生徒保健委員会
	□学校保健委員会
	☑保健の教科（※裏面で確認）
	□学級活動・HR活動
	□総合的な学習の時間
	□その他（具体的に：　）

「活動につなぐ」の欄は、日常指導を継続しながら、より効果的な指導にするために、保健主事と他の教育活動とのつながりを検討し計画を立てた。

⑷　集団指導の取組

個別指導からつないだ活動の一つとして、集団指導に取り組むことにした。アレルギー疾患に関する集団指導を進める上で、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」等を確認し、本校においては、生徒自身のアレルギー疾患に関する知識・理解を高めるための保健教育を実施していくことにした。

ア　健康に関する意識調査（１回目）

保健教育を進めるための参考とするため、生徒のアレルギー疾患に関する知識や健康に関する意識調査（対象：高校１年 279 名　高校２年 271 名　実施時期：６月下旬～７月上旬）を実施した。

調査内容としては、「知識」「自己管理」「興味・関心」「実践力」を知る項目を設定した。**【図６】**は調査結果の一部を示したものである。

【図６】　健康に関する意識調査結果（１回目）

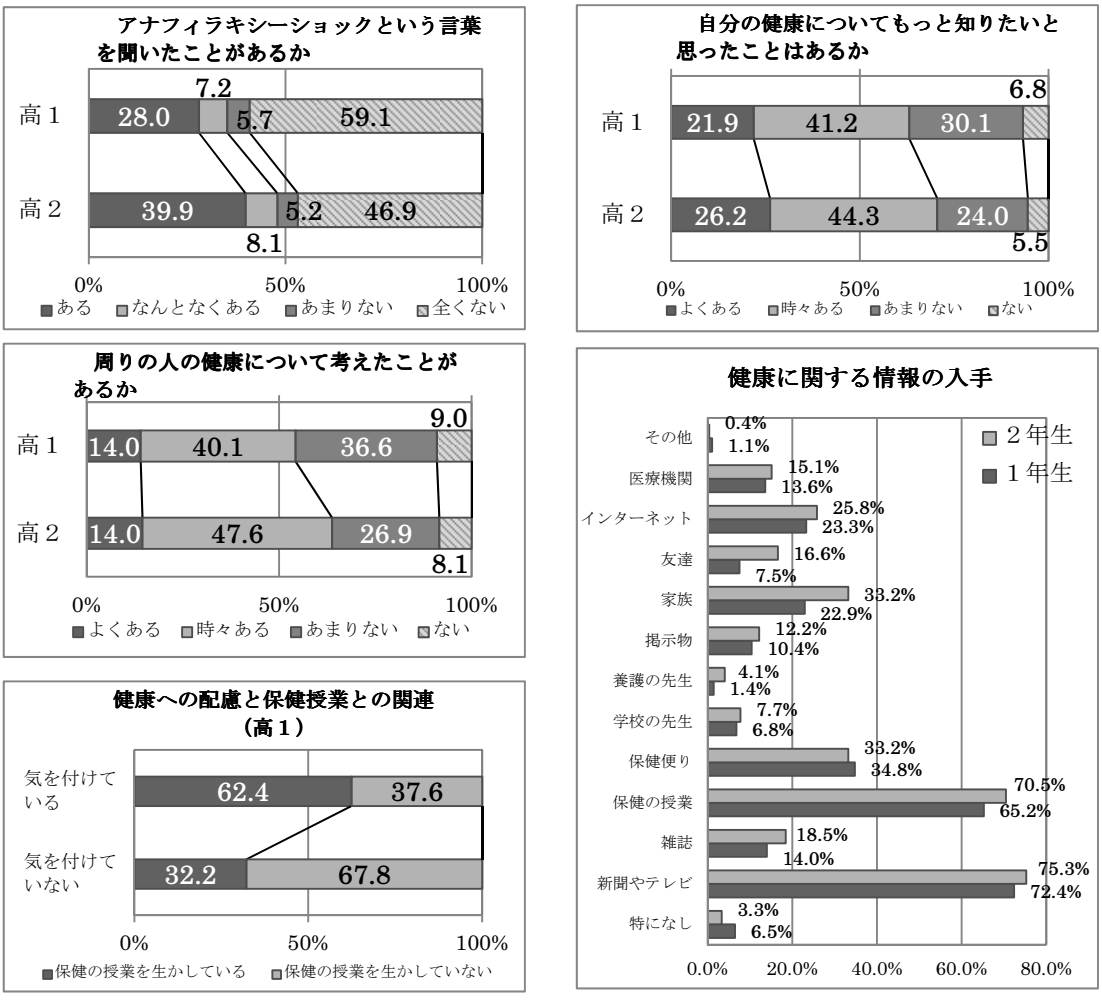

知識面においては、「アナフィラキシーショックという言葉を聞いたことがある」と答えた生徒が高１で 28.0%、高２で 39.9%であり、決して高い結果とは言えない。

興味・関心面においては、「自分の健康についてもっと知りたいとよく思っている」及び「時々思っている」と答えた生徒は高１で 63.1%、高２で 70.5%であった。また、「周りの人の健康について考えたことがよくある」及び「時々ある」と答えた生徒は高１で 54.1%、高２で 61.6%であった。さらに、健康に関する情報は「新聞やテレビ」、「保健

の授業」で得ることが多く、次いで「保健だより」「家族」であることが分かった。

自己管理面や実践力については、「保健の授業で得た知識を実生活によく生かしている」及び「時々生かしている」と答えた生徒は、高１で 52.7%、高２で 49.0%であり、決して高い結果とはいえない。しかし、「日頃から健康に気を付けている」という生徒は、「気を付けていない」という生徒より、「保健の授業を生かしている」と答えている割合が高かった。

その他、「生徒保健委員会の活動を知っている」と答えた生徒は、高１で 10.4%、高２で 25.9%であった。高１は入学して日が浅いための結果だと思われるが、高２は１年を通して活動を見ている割には、高い結果とはいえない。

以上のことから、次のようなことが考えられる。

○　アレルギー疾患に関して正しい知識を伝え、適切に対応できる力を育てる必要がある。
○　健康問題に対し興味・関心を高めさせるため、養護教諭として保健の授業への参画や新聞等の情報を使った指導方法、保健だよりの工夫、家族への情報提供を行う必要がある。
○　自他の健康について意識を高めさせるために、集団生活における健康を意識した取組が必要である。
○　知識と実践を結び付けるために、保健の授業で学んだことを生かした生徒保健委員会活動になるよう指導する必要がある。

イ　保健学習への参画（検証Ⅰ）

アレルギー疾患に関する正しい知識を伝えるため、保健主事（保健体育科教諭）と教科書等で確認し、１年生の単元である「健康の保持増進と疾病の予防」の中で「食物アレルギー」について触れることにした。担当の保健体育科教諭に指導したい内容を伝え、その後、学習指導案の確認や話の進め方についての打合わせを行った。

日　　時	平成 25 年 7 月 5 日（金）、8 日（月）、10 日（水）
対　　象	高等学校第１学年７学級
単 元 名	現代社会と健康　「健康の保持増進と疾病の予防」
学習のねらい	○　健康にとっての食事の意味について説明できる。 ○　健康的な食事のポイントをあげることができる。

上記のねらいに基づき、**【図７】**に示すように、養護教諭が食物アレルギーだけでなく、ダイエットの話や食中毒等の「食事にまつわる危険」について指導を行った。

【図７】　指導内容

５．食事にまつわる危険 ○無理なダイエット ○食中毒 ○のどに詰まらせる ○食物アレルギー	○食事に伴う危険について考える。 ○食物アレルギーの怖さや実態を知る。	○発生数や新聞記事などで身近なことだと感じられるようにする。（T2） ○食物アレルギーについて資料を提示し、理解させる。（T2）	
まとめ② ・食事の際に命にかかわる事故もあるので、正しい知識を身に付ける必要がある。 ・無理なダイエットは健康を害することもあるので、メディア等に振り回されない。			

配付資料については独立行政法人環境再生保全機構「食物アレルギーを正しく知ろう」を参考資料として使用した。

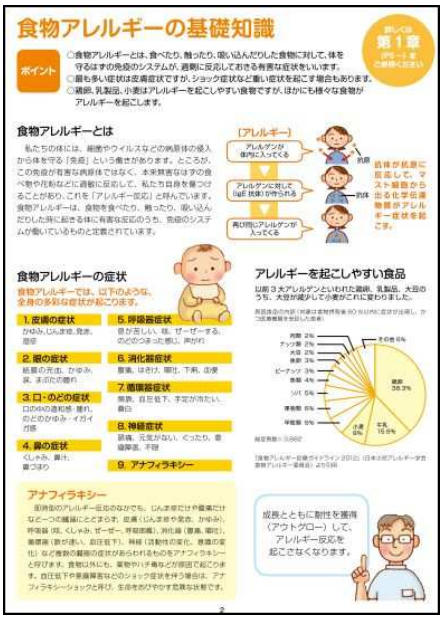

保健室における過去の事例の話をしたり、食中毒発生件数等をクイズ形式にしたりすることで、興味・関心を高めながら、身近な問題であることに気付かせ、さらに、保健だよりを使って補足説明を行った。食物アレルギーに関しては、新聞記事を示し、自分自身の食物アレルギーの有無だけではなく、他者のアレルギーへの対応も考えさせた。そのことを踏まえ、「食物アレルギーの症状」「アレルギーを起こしやすい食品」「アナフィラキシー」について、資料を使って説明した。

さらに、保健学習での学びが、今後より発展的な活動につながるよう、その他のアレルギー疾患については、生徒保健委員会等の他の活動で取り組んでいくことを伝えた。

≪保健学習への参画についての考察≫

○　養護教諭が保健学習に参画することで、授業後にアレルギー疾患の相談を個人的に希望してくる生徒もおり、個別指導につなぐことができた。

●　養護教諭として、教科（保健学習）に関する知識等を身に付けておくことが大切である。

ウ　保健だよりの工夫

生徒向けにアレルギー疾患についての保健だよりを発行する際、**【図８】**に示すように、他の教職員との連携や各教科等との関連が図られるよう、生徒に伝えてもらいたい内容を載せた「職員向け」を配付した。

また、生徒への「健康に関する意識調査」より、健康についての情報は「新聞やニュース」で得ていることが一番多かったことから、世間で話題になっている健康に関する記事を裏面に載せることにした。さらに保護者への啓発を推進させるため、学校の Web ページに掲載した。

【図８】　保健だより

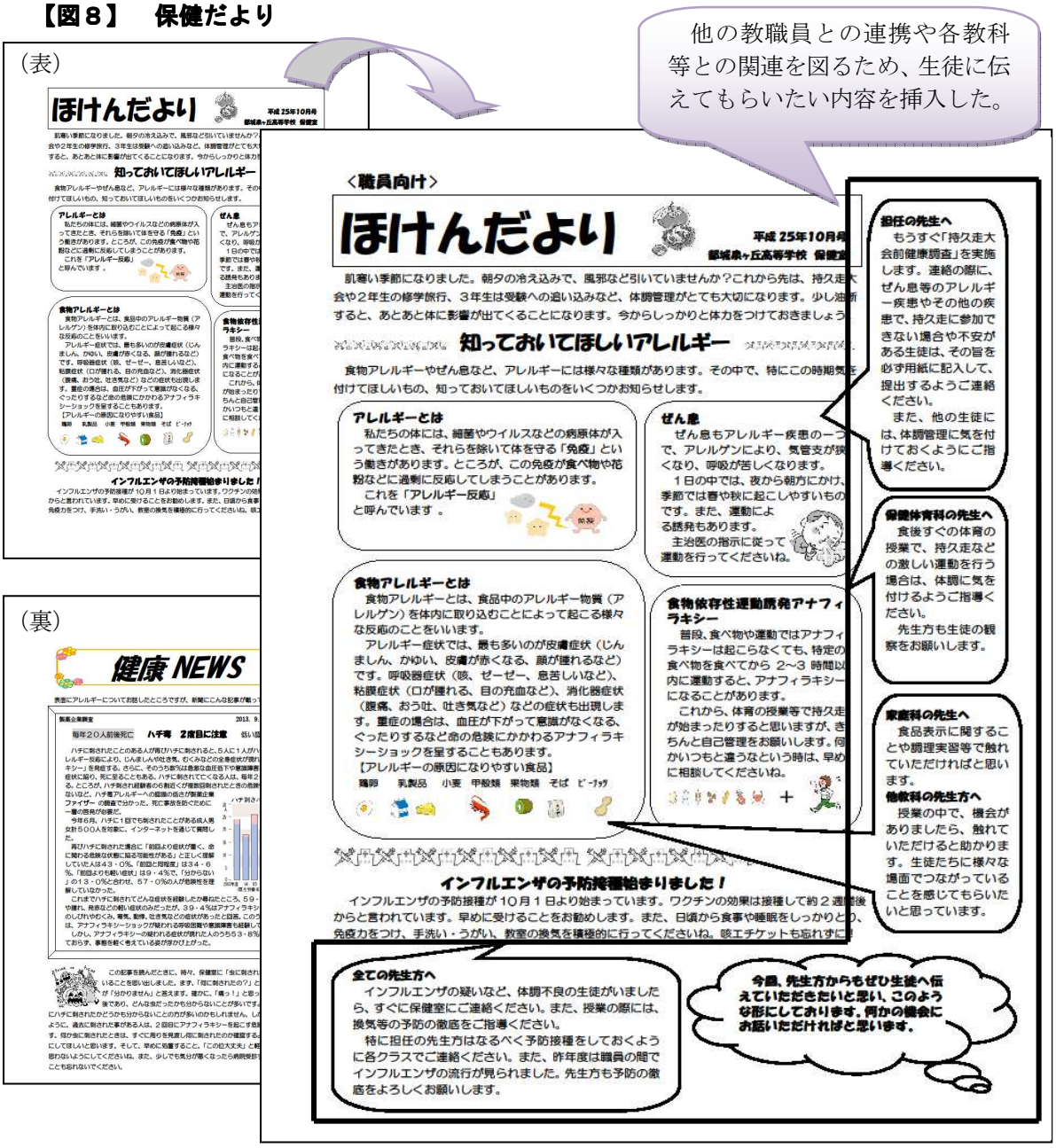

≪教職員からのコメント≫

- 職員研修の後に配付されたこともあり、さらに意識が高まった。
- 生徒への連絡の際に、関連付けて指導しようと思う。
- 自分の教科との関連を考えるきっかけになった。

エ　生徒保健委員会活動

保健指導の内容をさらに深める手立てとして、生徒保健委員会につないだ。活動としては、アレルギー疾患に関する調査研究班を作り、アレルギー疾患についての情報をまとめ、ホームルームに伝えられるものを作成することにした。定期の生徒保健委員会前に、班のリーダーと養護教諭とで打合わせを行い、状況に応じ情報収集の方法やまとめ方、学校における集団生活を意識したものになるようなアドバイスを行った。生徒たちが話合いを進めながら、冊子**【写真１】**を作成し、教室に掲示した。冊子については、保健室における個別指導時にも使用していくことにした。

【写真１】　生徒保健委員会作成の冊子及び活用の様子

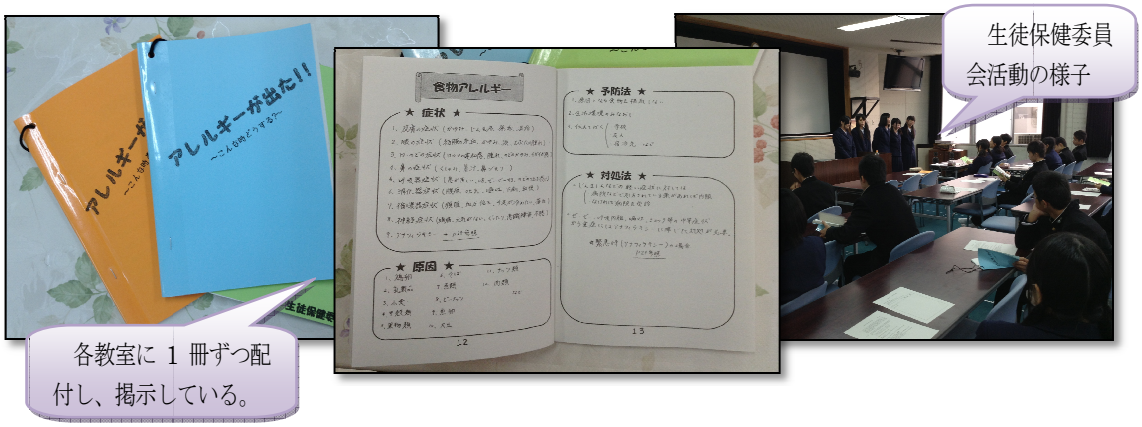

取組を通しての生徒の感想は次のとおりである。

○　「今回アレルギーのことを調査して、知らないことがいっぱいあって驚きました。また単にアレルギーといっても軽いものから重いものまであって、たぶんこの調査をしなければ知らないものもたくさんありました。だから、他の人たちには、あの冊子を活用していただきたいです。突然出ることもあると思うし、みんなの知らないこともたくさんあるので、困ったとき、分からないときに使ってほしいです。」

○　「私がアレルギーについての研究に参加したいと思ったのは、自分も家族もアレルギーをもっているからです。今回、私が調べたアレルギーは、どれも原因物質が、花粉、ハウスダストなど、自分の身近にあるものだと分かり、びっくりしたのと同時に、どう防げばよいのだろうと思いました。そして、どんどん調べていくうちに、対処法や応急処置などが分かり、自分自身のためにもなり、調べて良かったと本当に思いました。私が今回調べたことは、ほんの一部ですが、ほかにどんなものがアレルギーの原因なのだろうと興味がもてたので、他のアレルギーの特徴など調べていけたらいいです。」

○　「アレルギーの原因物質等を調べてみて、アレルギーのある人にとっては、周りにたくさん危険がせまっているんだと思うと、毎日大変だなと思いました。また、アレルギーが治せる薬などが開発されるといいなと思いました。これからもこのような医療関係を調べていきたいと思います。」

オ　健康に関する意識調査（2回目）

本校１、２年生に対し、７月に実施した意識調査を 12 月上旬に再度実施し、アレルギー疾患に関する知識や健康に関する意識の変容を見た。**【図９】**は結果の一部を示したものである。

【図９】　健康に関する意識調査結果（２回目）

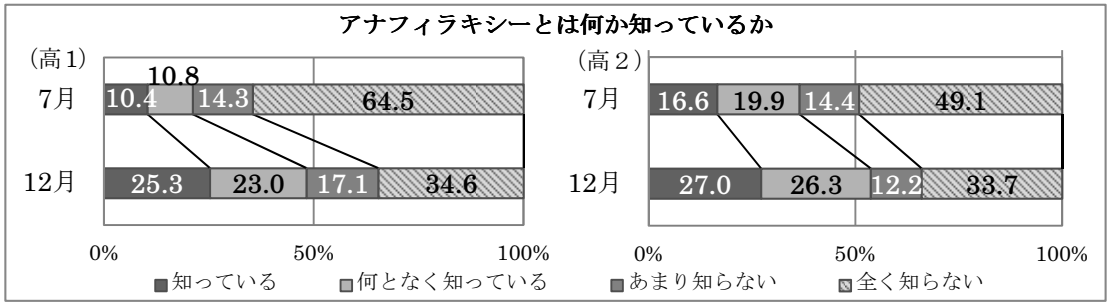

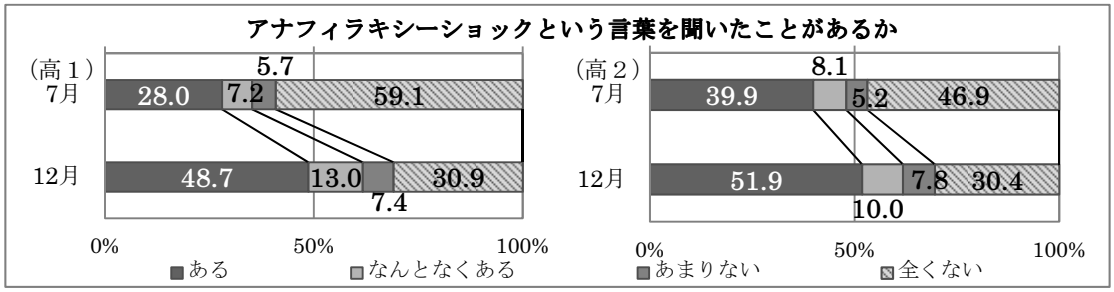

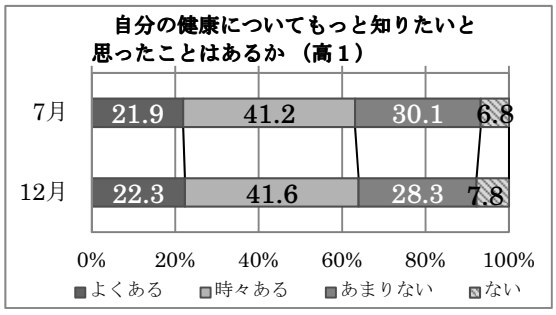

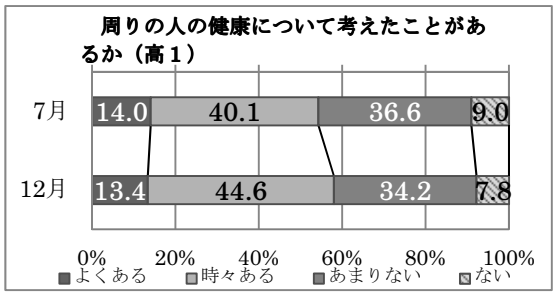

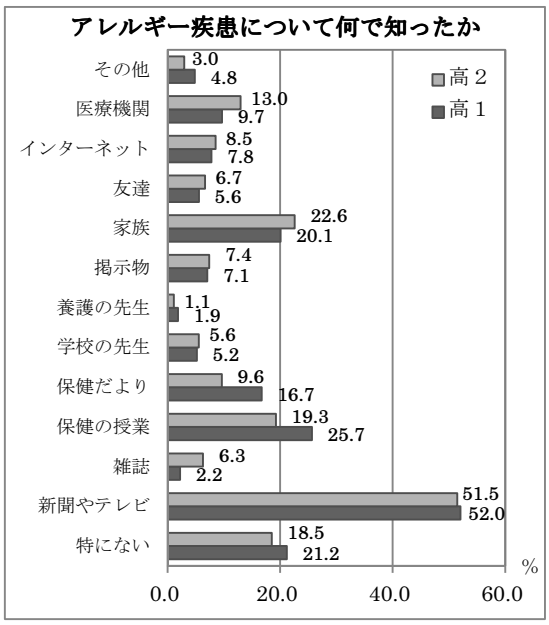

以上のことから下記のようなことが考えられる。

○　アレルギー疾患に関しての知識面については、高１、高２ともに数値が上がった。特に、高１の数値は高２に比べると伸び率が高く、養護教諭としてティーム・ティーチングでの授業参加や情報提供を行う等の保健学習への参画が、生徒たちの知識・理解の定着に関してとても有効であることが分かる。

○　「アレルギー疾患について何で知ったか」という質問に対して、高１は高２より「保健の授業」「保健だより」で数値が高かった。このことから、保健学習とつながりをもたせた活動を行うことが、生徒たちの意識付けに効果的であったと考えられる。

● 高１、高２とも約 30%の生徒が「アナフィラキシーショックという言葉を聞いたことがない」と答えている。知識の定着を図るために継続して指導していく必要がある。

● 自分や周りの人の健康への興味・関心については、あまり変化は見られなかった。自他の健康に対して意識を高められるよう保健指導のさらなる工夫を図っていく必要がある。

⑸ 職員研修の実施（検証Ⅱ）

他の教職員との連携をさらに充実させるために、すべての教職員に対してアレルギー疾患に関する共通理解を図る必要がある。本校では、給食に関する対応はないが昼食時間はあるため、事故発生時の対応が重要と考える。よって、今回は、基本的な食物アレルギーの知識と緊急時の対応についての内容とした。講師については、「エピペン®」の実習を行う上で、医療関係者の指導が有効であると考え、本校の学校薬剤師に依頼した。

日時　平成 25 年 10 月 9 日（水）　14：00～14：50
内容　○ 本校のアレルギー疾患（主にぜん息既往）に関する生徒の実態
○ アナフィラキシーショックにおける死亡事故の事例を基に、教職員の役割についての説明
○ 「エピペン®」トレーナーを使用しての実習

【写真２】職員研修の様子

職員研修後のアンケート結果は**【図 10】**のとおりである。

研修の内容等に関する質問に対しては肯定的な回答が多かったが、今後の緊急時の速やかな対応については 8.5%の教職員が「あまりできない」と答えている。これは「実際に生徒に打つことを考えたら判断や対応に不安がある」との意見等があったことから、この数値にあらわれたと考えられる。

【図 10】　職員研修後のアンケート結果

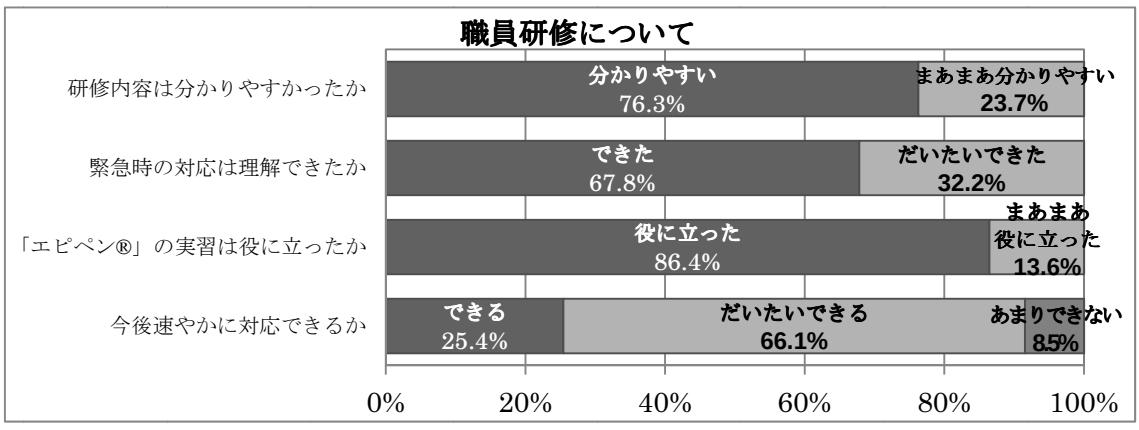

≪職員研修の実施についての考察≫

○　学校薬剤師が講話の中で、生徒の実態や具体的な事例を取り上げながら、教職員の役割を説明することにより、給食の有無や対象の生徒の有無に関係なく、様々な場面で命にかかわる問題があることを理解した。このことにより、教職員は、専門的な内容で理解が深まるとともに、危機管理意識を高めることができた。

○　「エピペン®」トレーナーの実習を行ったことで、緊急時の速やかな対応について理解できた。

●　部活動中の緊急時対応に不安を感じている教職員もおり、継続して研修を行うことや不安を解消できるよう内容の工夫が必要である。

Ⅷ　研究の成果と課題

１　成果

○　「保健指導記録シート」を作成することで、実態把握を的確に行うことができるとともに、保健学習との関連性や関係する他の教職員と連携を図った保健指導を進めることができた。

○　養護教諭がティーム・ティーチングでの授業参加等を通して保健学習に参画することで、生徒たちの知識・理解を高めることができた。さらに、学校全体の健康問題として捉え、生徒保健委員会につなぐことで、生徒の健康への意識向上が図られ、個別と集団の相互に成果が見られた。

○　職員研修の実施や保健だよりの工夫改善を進めることで、教職員が健康に関する意識を高め、生徒に対してもきめ細かな連絡や指導を行い、個別指導の充実を図ることができた。

２　課題

●　保健指導の充実と継続を図るため、「保健指導記録シート」の記入や保管の方法及びシートを活用した情報の共有化の方策等をさらに検討する必要がある。

●　生徒の健康への意識向上や知識の定着を図るために、興味・関心を高めるような指導内容や教材の工夫を行う必要がある。また、保健だよりや生徒保健委員会の作成物等を提示するだけでなく、様々な場面で、生徒や他の教職員に活用してもらえるような手立ても考える必要がある。

●　職員研修については、実際の緊急時の場面を想定した演習となるよう工夫するとともに、すべての教職員が緊急時に対応できる研修の在り方を検討する必要がある。

Ⅸ　研究のまとめ

教育現場で行う最後の機会である高等学校での健康教育は、生徒たちが、生涯にわたって健康に生きる力を身に付けるために、学校生活のあらゆる場面で行うことが大切だと感じている。

これまでも養護教諭として、健康に関する知識等を伝えるために、今までの経験を基に、様々な活動を行ってきたが、この１年の研究を通して、健康教育を学校全体で組織的に取り組むためには、生徒の実態を的確に把握することや、指導の根拠となるものを十分に理解した上で進めることが大切であると実感した。しかし、養護教諭は学校に１～２人の少数配置であり、学校内で専門性を学ぶ機会は限られている。だからこそ、課題に対して研究したり、研修会に積極的に参加したりすることで、養護教諭の先輩や仲間たちと連携し、資質向上を図っていかなければならない。また、専門的な学びだけでなく、様々な分野の研修を受け、教育者としての視野を広げることが、教育活動全体を通した指導につながると感じた。

これからも、研究と修養に励み、生涯を通して、健康を保持増進できる生徒を育てていきたい。

【引用・参考文献】

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」　（平成 23 年 8 月　文部科学省）

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

（平成 20 年 3 月　財団法人　日本学校保健会）

「高等学校学習指導要領解説　保健体育編　体育編」　（平成 21 年 7 月　文部科学省）

「中学校学習指導要領解説　保健体育編」　（平成 20 年 7 月　文部科学省）

「小学校学習指導要領解説　体育編」　（平成 20 年 6 月　文部科学省）

「保健主事の手引き〈三訂版〉」　（平成 16 年 2 月　財団法人　日本学校保健会）

「四訂　養護概説」　（平成 21 年 4 月　編集代表　三木とみ子　ぎょうせい）

「新訂版　学校保健実務必携《第 2 次改訂版》」

（平成 21 年 10 月　編著　学校保健･安全実務研究会　第一法規）

【参考 HP】

「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」　（文部科学省）

「大気環境・ぜん息などの情報館」　（独立行政法人　環境再生保全機構）

「学校保健ポータルサイト」　（日本学校保健会）